

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（薬務衛生課、長寿介護課、都市計画課、建築住宅課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日公布、平成20年4月1日施行） ・所得税法等の一部を改正する法律、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日公布、同年9月28日施行）

【改正の概要】

1 薬事法関係

医薬品販売制度が改正され、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者の仕組みが設けられたことに伴う手数料の新設

登録販売者試験手数料	15,000円
販売従事登録申請手数料	8,500円
販売従事登録証書換え交付手数料	2,000円
販売従事登録証再交付手数料	2,900円

2 介護保険法関係

介護サービス情報の公表に係る調査及び公表の事務手数料額の減額

名称	改正後	改正前
介護サービス情報の調査手数料	41,000円	46,000円
介護サービス情報の公表手数料	11,000円	15,800円

3 租税特別措置法、租税特別措置法施行令関係

法律、政令の改正により引用条項が移動したことに伴う規定整備

施行日	1及び2は、平成20年4月1日 3は、公布の日
-----	----------------------------

【その他参考事項】

薬事法改正の概要

1 現行の医薬品販売制度

種類	専門家	販売可能な一般用医薬品
薬局	薬剤師（国家資格）	すべての一般用医薬品
薬店 一般販売業		
薬店 薬種商販売業	薬種商（都道府県試験）	指定医薬品以外の一般用医薬品
配置販売業	配置販売業者（試験なし）	一定の品目
特例販売業	（法上の定めなし）	限定的な品目

2 新制度の医薬品販売制度

種類	専門家	販売可能な一般用医薬品
薬局	薬剤師（国家資格）	すべての一般用医薬品
店舗販売業	薬剤師（国家資格） 又は 登録販売者（都道府県試験）	薬剤師：すべての一般用医薬品 登録販売者：第一類医薬品以外の一般用医薬品
配置販売業		登録販売者：第一類医薬品以外の一般用医薬品